住所　茨城県つくば市千現２丁目11番地15
スボロジャティ・ボス　昭和53年１月７日生
レナ・ラニ・クンドゥ　昭和56年６月23日生
オディティ・ボス　平成22年12月17日生
オミシャ・ボス　平成25年５月１日生
住所　埼玉県春日部市中央１丁目17番地14
孫建峰　昭和49年11月21日生
住所　熊本市中央区九品寺５丁目10番33―501号
張文奇　昭和57年４月26日生
李牧謡　平成20年７月24日生
李明曦　平成25年11月25日生
住所　長野県北佐久郡御代田町大字草越371番地２
王桂香　昭和49年12月８日生
住所　茨城県古河市諸川2042番地３
朱君　昭和59年５月22日生
住所　横浜市鶴見区尻手１丁目４番40号
王鳳清　昭和53年８月13日生
住所　名古屋市北区山田２丁目６番18号
于楠　昭和60年７月31日生
住所　大阪府泉南市**檜**井９丁目３番３―509号
厳毅治　昭和52年７月１日生
住所　北九州市門司区清見１丁目17番12―303号
金正実　昭和24年12月２日生
住所　福岡市博多区千代６丁目４番45―803号
李幸男　昭和36年11月27日生
丁真弓　昭和42年４月27日生
李亜実　平成５年10月13日生
李誠也　平成８年９月19日生
住所　福島県田村市大越町下大越字日照田98番地１
金今花　昭和48年２月12日生
住所　東京都江東区亀戸９丁目16番５―702号
王徳召　昭和51年６月21日生
王以諾　平成25年２月23日生
住所　東京都府中市紅葉丘３丁目35番地19
金実世　昭和58年６月14日生
住所　熊本県八代市平山新町4548番地４
李建芸　昭和50年11月20日生
住所　静岡県裾野市御宿1450番地
張璐　昭和61年９月14日生
住所　福岡市東区箱崎４丁目７番40―902号
房純　昭和57年５月10日生
滕菲　昭和62年７月23日生
房純輝　平成27年２月23日生
住所　愛知県豊明市新栄町２丁目280番地
姜正和　平成元年１月26日生
住所　東京都八王子市明神町４丁目27番13号
張強太　昭和62年９月17日生
住所　神戸市須磨区一ノ谷町２丁目６番35号
李義明　昭和43年２月14日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区今在家北１丁目38番地
金綾子　昭和58年６月２日生
住所　埼玉県入間郡越生町大字西和田381番地
金敬浩　昭和13年６月３日生
昔美代子　昭和18年９月15日生
住所　北九州市小倉北区高峰町12番８―401号
金理絵　昭和49年４月８日生
住所　大阪府豊中市柴原町５丁目18番43号
孫宏吉　昭和39年９月27日生
住所　大阪府吹田市古江台５丁目３番14―203号
康良子　昭和55年５月１日生
住所　大阪府松原市阿保４丁目９番25号
李圭成　昭和54年11月16日生
住所　大阪市東成区深江北１丁目４番15号
金用柱　昭和45年５月11日生
金佳愛　平成23年１月29日生
金英範　平成25年７月21日生
住所　東京都練馬区土支田３丁目５番17号
鄭暁燕　昭和58年１月４日生
住所　群馬県富岡市下高瀬168番地６
彭玉嬌　昭和59年10月５日生
住所　長野県茅野市塚原１丁目14番29号
張惠萍　昭和39年３月24日生
王添鋭　平成６年４月18日生
住所　東京都町田市成瀬１丁目９番地１
孫波　昭和53年８月10日生
住所　東京都江東区亀戸５丁目40番11号
金鍾憲　昭和62年１月19日生
住所　長野県上田市緑が丘２丁目４番21号
唐永潔　昭和55年11月26日生
住所　愛知県知立市弘法１丁目５番地１
朴鉉栄　昭和16年10月30日生
周政枝　昭和18年７月26日生
朴容元　昭和40年10月24日生
住所　愛知県豊川市伊奈町縫殿53番地257
李康錫　昭和36年１月16日生
閔英姫　昭和43年12月１日生
李莉菜　平成５年10月22日生
住所　京都市北区平野上八丁柳町44番地１
李柊門　平成７年６月７日生
住所　名古屋市港区入場１丁目1403番地10
楊莎莎　昭和63年12月24日生
住所　愛知県小牧市中央２丁目86番地
パトリック・カイル・パンビッド　平成９年６月19日生
住所　福岡市中央区福浜１丁目１番13―1002号
李建設　昭和49年11月25日生
李珊　平成14年４月７日生
住所　福岡県糸島市高田５丁目１番16―425号
孫瀛鶴　平成４年７月27日生
住所　茨城県常総市豊岡町乙1292番地７
ウダヤンガ・マリン・セナラタナ　昭和57年１月４日生
住所　奈良県北葛城郡王寺町畠田３丁目２番19号
崔正美　昭和33年４月16日生
住所　福島県伊達市梁川町新田字鈴竹107番地
朴錦善　昭和47年２月29日生
住所　仙台市青葉区荒巻本沢２丁目４番１―510号
朴美伶　平成８年７月14日生
住所　石川県金沢市西念１丁目６番20号
羅艶秋　昭和54年９月３日生
住所　山口県下関市長府東侍町４番41―301号
李勝美　昭和46年10月12日生
趙大輝　平成４年５月13日生
趙尚輝　平成６年７月12日生
趙舞乃　平成９年７月21日生
趙弦輝　平成14年12月３日生
住所　愛知県岡崎市東蔵前町字火打山17番地８
金杏奈　昭和60年10月７日生
住所　愛知県安城市赤松町大北26番地
崔塡　昭和56年１月10日生
崔**塘**　昭和58年４月23日生

○外務省告示第四百十号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）附則第五条第一項の規定に基づき、同法第十一条の規定の例により、外務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用することとしたので公表する。

平成二十七年十一月十九日　外務大臣　岸田　文雄

外務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

第１　趣旨

１　障害者差別解消法の制定の経緯

我が国は、平成19年に障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）に署名して以来、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正を始めとする国内法の整備等を進めてきた。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年に制定された。

２　法の基本的な考え方

⑴　法の対象となる障害者は、障害者基本法第２条第１号に規定する障害者、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

⑵　法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としている。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによることとされている。